平成２４年（フ）第６７２３号
大阪市港区築港４丁目２番20―911号、前住所大阪市住之江区南港中５丁目３番41―901号
債務者　田村　裕子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７２４号
大阪府吹田市豊津町40番19号
債務者　梶山　晴美
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０１８号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番16―101号、従前の住所神戸市垂水区青山台５丁目６番６―444号
債務者　鶴目喜久江（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０６５号
兵庫県三木市福井３丁目17番24号、従前の住所兵庫県西脇市西脇712番地の68　宝荘15号
債務者　石見　　厚
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０４号
北海道苫小牧市柳町４丁目６番３号　マーベラスＢ101
債務者　細川　香里
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２２５７号
住民票上の住所愛知県犬山市大字五郎丸字上前田11番地７
債務者　長谷部美由紀
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０９号
鹿児島県姶良市平松6423番地１
債務者　富滿　留吉
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
鹿児島県霧島市国分山下町８番７―２号　かなで館Ⅱ201号
債務者　山下　雅俊
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
鹿児島県姶良市東餅田2276番地６　コーポたくみ205号
債務者　中原　博子（旧姓大良）
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１６９号
青森県八戸市新井田西２丁目13番３号　メゾン新井田Ｃ号、前住所青森県八戸市大字新井田字八森平３番地８
債務者　家口　周晴
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第７１５号
熊本県上益城郡山都町下名連石663番地２
債務者　矢仁田美紀
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２５４号
青森市大字三内字沢部158番地３
債務者　工藤　卓也
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０４号
青森県下北郡大間町大字奥戸字大川目41番地１
債務者　柳谷　雄基
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２３号
青森県下北郡大間町大字大間字割石６番地120　三塚荘６号、申立時の住所青森県下北郡大間町大字大間字下手道39番地５
債務者　蛯子　春香
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２８号
青森市富田１丁目７番19号
債務者　三浦　和美
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１号
宮城県登米市南方町雷208番地
債務者　山田　秋晴
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第２２７６号
名古屋市北区中味鋺３丁目1109番地の２　レオパレス中味鋺102号
債務者　永井　正之
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部